

薬生発0128第1号
令和4年1月28日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公印省略)

毒物及び劇物指定令の一部改正について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和4年政令第36号。以下「改正政令」という。）が令和4年1月28日に公布されましたので、下記に御留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏のないようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会长及び一般社団法人日本化学品輸出入協会会长宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記

第1 改正政令の内容について

- 1 次に掲げる物を新たに劇物に指定した。
4-メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤。（4-メチルベンゼンスルホン酸5%以下を含有するものを除く。）
(CAS No. : 104-15-4)
- 2 毒物として指定されていた次に掲げる物を劇物に指定した。
 - (1) [(2-カルボキシラトフェニル)チオ] (エチル)水銀ナトリウム（別名チメロサール）0.1%以下を含有する製剤。
(CAS No. : 54-64-8)
 - (2) 2, 3, 5, 6-テトラフルオロー-4-メチルベンジル= (Z) - (1RS, 3RS) - 3 - (2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロー-1-プロペニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名テフルトリン）1.5%以下を含有する製剤。（2, 3, 5, 6-テトラフルオロー-4-メチルベンジル=

(Z) - (1 R S, 3 R S) - 3 - (2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロー-1-プロペニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート 0.5% 以下を含有する製剤を除く。)

(CAS No. : 79538-32-2)

3 効物として指定されていた次に掲げる物を効物から除外した。

1, 2-ジ(2-{4-[2-(2-メチルプロポキシ)カルボニル-2-シアノエテニル]フェニルチオ}エトキシ)エタン及びこれを含有する製剤。

(CAS No. : 2260706-63-4)

4 施行期日

令和4年2月1日から施行する。ただし、3については、公布日から施行する。

5 経過措置等

- (1) 今回新たに効物に指定した物については、既に製造、輸入及び販売されている実情に鑑み、改正政令の施行日（令和4年2月1日）において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、令和4年4月30日までは、毒物及び効物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第3条（禁止規定）、第7条（毒物効物取扱責任者）及び第9条（登録の変更）の規定は適用しない。また、新たに効物に指定した物のうち、改正政令の施行日において、現に存するものについては、令和4年4月30日までは、法第12条（毒物又は効物の表示）第1項（法第22条第5項において準用する場合を含む。）及び第2項の規定は、適用しない。
- (2) 今回新たに効物に指定した物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては、速やかに登録を受け、毒物効物取扱責任者を設置するとともに、適正な表示を行うよう指導されたい。また、改正政令の施行日において、現に存する物に関するも、法第12条第3項（毒物又は効物の表示）、第14条（毒物又は効物の譲渡手続）、第15条（毒物又は効物の交付の制限等）、第15条の2（廃棄）、第16条（運搬等についての技術上の基準等）等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用するため、関係業者に対して適切に指導されたい。
- (3) 新たに毒物から除外し、効物に指定した物について、改正政令の施行日において、現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第12条（毒物又は効物の表示）第1項（第22条第5項において準用する場合を含む。）の規定による毒物の表示がなされているものについては、令和4年4月30日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は適用しない。
- (4) 改正政令の施行日前にした新たに毒物から除外し、効物に指定した物に係る違反については、改正前の罰則を適用する。

第2 その他

(1) 改正政令の新旧対照表については別添、今般、劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については以下を参考とされたい。

令和3年度第1回薬事・食品衛生審議会薬事分科会資料（資料1－1 令和3年度第1回毒物劇物部会について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19538.html

(2) 第1の1に関する劇物への該当性については次のとおり。

- ・4-メチルベンゼンスルホン酸の水和物は、今回の劇物指定の対象外である。
- ・4-メチルベンゼンスルホン酸の塩は、今回の劇物指定の対象外である。
- ・4-メチルベンゼンスルホン酸の水和物を溶解させた場合、最終溶液中で4-メチルベンゼンスルホン酸としての濃度が5%を超えていれば今回の劇物指定の対象である。

(3) パブリックコメントにおいて寄せられた意見の概要とそれに対する回答の全体は以下のとおりであるので、適宜参考にされたい。

「「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（案）」及び「毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（案）」について（概要）」に対して寄せられた御意見について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495210300&Mode=1>

○毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）
毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	（毒物）	（毒物）
第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。	第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。	第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。
一（十六）四〇六（略）	一（十六）四〇六（略）	一（十六）四〇六（略）
十七（略）	十七（略）	十七（略）
イ・ロ（略）	イ・ロ（略）	イ・ロ（略）
ハ（略）	ハ（略）	ハ（略）
二二二（二一カルボキシラトフェニル）チオ（エチル）水銀	二二二（二一カルボキシラトフェニル）チオ（エチル）水銀	二二二（二一カルボキシラトフェニル）チオ（エチル）水銀
ナトリウム（別名チメロサール）〇・一%以下を含有する製剤	ナトリウム（別名チメロサール）〇・一%以下を含有する製剤	ナトリウム（別名チメロサール）〇・一%以下を含有する製剤
ホヘキ（略）	ホヘキ（略）	ホヘキ（略）
十七の二（十九）（略）	十七の二（十九）（略）	十七の二（十九）（略）
十九の二二三五・六一テトラフルオロ一四一メチルベンジル（Z）—（RS・RS）—三—（二一クロロ一三・三・三一トリフルオロ一一プロペニル）—二・二一ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名テフルトリン）及びこれを含有する製剤。ただし、二・三・五・六一テトラフルオロ一四一メチルベンジル（Z）—（RS・RS）—三—（二一クロロ一三・三・三一トリフルオロ一一プロペニル）—二・二一ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・五%以下	十九の二二三五・六一テトラフルオロ一四一メチルベンジル（Z）—（RS・RS）—三—（二一クロロ一三・三・三一トリフルオロ一一プロペニル）—二・二一ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名テフルトリン）及びこれを含有する製剤。ただし、二・三・五・六一テトラフルオロ一四一メチルベンジル（Z）—（RS・RS）—三—（二一クロロ一三・三・三一トリフルオロ一一プロペニル）—二・二一ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・五%以下	十九の二二三五・六一テトラフルオロ一四一メチルベンジル（Z）—（RS・RS）—三—（二一クロロ一三・三・三一トリフルオロ一一プロペニル）—二・二一ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名テフルトリン）及びこれを含有する製剤。ただし、二・三・五・六一テトラフルオロ一四一メチルベンジル（Z）—（RS・RS）—三—（二一クロロ一三・三・三一トリフルオロ一一プロペニル）—二・二一ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・五%以下
二二二酸化水銀五%以下を含有する製剤	二二二酸化水銀五%以下を含有する製剤	二二二酸化水銀五%以下を含有する製剤
ホヘト（新設）	ホヘト（新設）	ホヘト（新設）
十七の二（十九）（略）	十七の二（十九）（略）	十七の二（十九）（略）
十九の二二三五・六一テトラフルオロ一四一メチルベンジル（Z）—（RS・RS）—三—（二一クロロ一三・三・三一トリフルオロ一一プロペニル）—二・二一ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名テフルトリン）及びこれを含有する製剤。ただし、二・三・五・六一テトラフルオロ一四一メチルベンジル（Z）—（RS・RS）—三—（二一クロロ一三・三・三一トリフルオロ一一プロペニル）—二・二一ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・五%以下	十九の二二三五・六一テトラフルオロ一四一メチルベンジル（Z）—（RS・RS）—三—（二一クロロ一三・三・三一トリフルオロ一一プロペニル）—二・二一ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名テフルトリン）及びこれを含有する製剤。ただし、二・三・五・六一テトラフルオロ一四一メチルベンジル（Z）—（RS・RS）—三—（二一クロロ一三・三・三一トリフルオロ一一プロペニル）—二・二一ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・五%以下	十九の二二三五・六一テトラフルオロ一四一メチルベンジル（Z）—（RS・RS）—三—（二一クロロ一三・三・三一トリフルオロ一一プロペニル）—二・二一ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・五%以下

を含有するものを除く。

十九の三、三十一 (略)

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一、二十一 (略)

二十二 (略)

二十二の二 「(二)カルボキシラトフェニル)チオ」(エチル水銀ナトリウム(別名チメロサール)○・一%以下を含有する製剤

二十二の三 (略)

二十二の四・二十二の五 (略)

二十三、三十一の三 (略)

三十二 (略)

(109)(1)
(108)(略)

(110)| (110)|
カルボニル-「シアノエテニル」フエニルチオ-エトキシ
エタン及びこれを含有する製剤

(112)| (111)|
(187)| (略) (略)
(112)| (111)|
(187)| (略) (略)

を含有するものを除く。

十九の三、三十一 (略)

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一、二十一 (略)

二十二 カドミウム化合物。ただし、硫黄、カドミウム及びゼレンから成る焼結した物質を除く。

(新設)

二十二の二 ジ酸及びこれを含有する製剤。ただし、ジ酸九〇%以下を含有するものを除く。

二十二の三・二十二の四 (略)

二十三、三十一の三 (略)

三十二 有機シアノ化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

三一 (六・六-ジメチルビシクロ「三・一・一」ヘプタ-二エン-二-イル)-二-ジメチルプロパンニトリル

及びこれを含有する製剤

(新設)

(111)| (110)|
(186)| (略) (略)

N-(α - α -ジメチルベンジル)-二-シアノ-二-イ

エニルアセトアミド及びこれを含有する製剤

三十三	七十一の三	(略)
七十一の四	二・三・五・六-テトラフルオロ-四-メチルベンジル ^{II} (Z)- (一RS・三RS) -三- (二-クロロ-三・三・三-トリフルオロ-一-プロペニル) -二・二-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名テフルトリン) 一・五	%以下を含有する製剤
七十一の五	百の六	(略)
百の七	(略)	
百の八	四-メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する ものを除く。	
百の九	(略)	°ただし、四-メチルベンゼンスルホン酸五%以下を含有する
百の十	(略)	
(略)		

三十三	七十一の三	(略)
七十一の四	二・三・五・六-テトラフルオロ-四-メチルベンジル ^{II} (Z)- (一RS・三RS) -三- (二-クロロ-三・三・三-トリフルオロ-一-プロペニル) -二・二-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名テフルトリン) ○・五	%以下を含有する製剤
七十一の五	百の六	(略)
百の七	メチル- (四-ブロム-二・五-ジクロルフェニル) -チオノベンゼンホスホネイト及びこれを含有する (新設)	製剤
百の八	メチルホスホン酸ジメチル	
百の九	メチルホスホン酸ジメチル	
百の十九	(略)	
百の二十	(略)	
(略)		

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

[政令]

日 次

[告示]

- とうもろこし等の関税割当制度に関する省令及び経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令(農林水産五)

[官庁報告]

官庁事項

指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務の廃止に係る公示(国土交通省)

労働

- 原戸籍が滅失した件(法務一五)
- 原戸籍の一部が滅失した件(同一六)
- 除籍の一部が滅失した件(同一七)
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百七十五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する管理医療機器の一部を改正する件(厚生労働二二)

中央最低賃金審議会委員の労働者を代表する委員の補欠の委員の候補者の推薦について(厚生労働省)

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示(中国運輸局最低賃金公示一、沖縄総合事務局同一)

- 商品先物取引法第二百五十六条第一項の規定に基づき、株式会社東京商品取引所の上場商品の範囲の変更に係る業務規程の変更の認可を行つた件(経済産業一三)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があつた件(環境二)
- 道路に関する件(東北地方整備局八、九)
- 道路に関する件(関東地方整備局二十五、二六)
- 道路に関する件(四国地方整備局五、七)
- 道路に関する件(北海道開発局九)

[公告]

諸事項

- ◇ 金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(政令第三五号)(金融庁)
 - 1 取得勧誘が少人数向け勧誘に該当しないための要件として定められている人数通算の期間を六箇月から三箇月に短縮することとした。(第一条の六関係)
 - 2 第一種少額電子募集取扱業務等を行うに際し定められている有価証券の取得者との払込上限額の規制対象となる者から特定投資家を除くこととした。(第二十五条の一〇の三第二号関係)
 - 3 この政令の施行に際し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第二項及び第三項関係)
 - 4 この政令は、公布の日の翌日から施行することとした。

官房

諸事項

- 財團、司法書士懲戒処分、基本測量関係事項、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示、隊員の懲戒処分、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分関係

[国会事項]

裁判所

- 相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生関係

会社その他

- 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働一)
- 道路に関する件(北海道開発局九)
- 道路に関する件(四国地方整備局五、七)
- 道路に関する件(関東地方整備局二十五、二六)
- 道路に関する件(内閣府・厚生労働一)

[省令]

[人事異動]

- 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一七)

七 法務省 最高裁判所

本号で公布された法令のあらまし

- ◇ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令(政令第三四号)(警察庁)

- 1 国民体育大会において獵銃を用いて行う射撃競技に参加する選手として適当である者等の推薦を行う者を公益財団法人日本スポーツ協会に改めることとした。(第一一条第二項、第一三条第二項及び第二八条第二項関係)
- 2 この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

- (二) 二・三・五・六・一テトラフルオロ一四メチルベンジル (Z) —(RS・3RS) —
 チルベンジル (Z) —(RS・3RS) —
 三一 (二—クロロ—三・三・三—トリフルオロ—一—プロベニル) —二・二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名テフルオトリン) 一・五パーセント以下を含有する製剤。ただし、二・三・五・六・一テトラフルオロ—一—プロベニル) —二・二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名テフルオトリン) 一・五パーセント以下を含有する製剤。ただし、二・三・五・六・一テトラフルオロ—一—メチルベンジル (Z) —(RS・3RS) —
 三R(S) —三一 (二—クロロ—三・三・三—トリフルオロ—一—プロベニル) —二・二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート
 ○・五パーセント以下を含有するものを除く。
 次に掲げる物を劇物に指定することとした。
- (第二条第一項関係)
- (一) 「(二—カルボキシラートフエニル チオ」 (エチル) 水銀ナトリウム (別名チメロサール)
 ○・一パーセント以下を含有する製剤
- (二) 二・三・五・六・一テトラフルオロ—一—メチルベンジル (Z) —(RS・3RS) —
 三一 (二—クロロ—三・三・三—トリフルオロ—一—プロベニル) —二・二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名テフルオトリン) 一・五パーセント以下を含有する製剤。ただし、二・三・五・六・一テトラフルオロ—一—メチルベンジル (Z) —(RS・3RS) —
 三R(S) —三一 (二—クロロ—三・三・三—トリフルオロ—一—プロベニル) —二・二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート
 ○・五パーセント以下を含有するものを除く。
- (三) 四—メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、四—メチルベンゼンスルホン酸五パーセント以下を含有するものを除く。
- 次に掲げる物を劇物から除外することとした。(第二条第一項関係)
- 一・二—ジ (二—四—二—(二—メチルブロボキシカルボニル)—一—シアノエチニル) フエニルチオ) エトキシ) エタン及びこれを含むする製剤

2

- 二・三・五・六・一テトラフルオロ—一—メチルベンジル (Z) —(RS・3RS) —
 チルベンジル (Z) —(RS・3RS) —
 三R(S) —三一 (二—クロロ—三・三・三—トリフルオロ—一—プロベニル) —二・二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート
 ○・五パーセント以下を含有するものを除く。
 次に掲げる物を劇物に指定することとした。
- (第二条第一項関係)
- (一) 「(二—カルボキシラートフエニル チオ」 (エチル) 水銀ナトリウム (別名チメロサール)
 ○・一パーセント以下を含有する製剤
- (二) 二・三・五・六・一テトラフルオロ—一—メチルベンジル (Z) —(RS・3RS) —
 三一 (二—クロロ—三・三・三—トリフルオロ—一—プロベニル) —二・二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名テフルオトリン) 一・五パーセント以下を含有する製剤。ただし、二・三・五・六・一テトラフルオロ—一—メチルベンジル (Z) —(RS・3RS) —
 三R(S) —三一 (二—クロロ—三・三・三—トリフルオロ—一—プロベニル) —二・二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート
 ○・五パーセント以下を含有するものを除く。
- 次に掲げる物を劇物から除外することとした。(第二条第一項関係)
- 一・二—ジ (二—四—二—(二—メチルブロボキシカルボニル)—一—シアノエチニル) フエニルチオ) エトキシ) エタン及びこれを含むする製剤

4

この政令の施行に関し、必要な経過措置を設けることとした。(附則第二条・第四条関係)

この政令は、令和四年二月一日から施行することとした。ただし、3については、公布の日から施行することとした。

御名 御璽
令和四年一月二十八日

政

令

政令第三十四号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令

内閣総理大臣 岸田 文雄

内閣は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の二第二項第一号及び第三項第一号、第九条の十三第三項並びに第三十条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「獵銃の所持の許可を受けようとする者の住所地の所在する都道府県における」及び「の加盟地方団体」を削る。
 第十三条第二項中「法第四条第一項第一号の規定による獵銃の所持の許可を受けようとする者の住所地の所在する都道府県における」及び「の加盟地方団体」を削る。
 第二十八条第二項中「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者」を「日本スポーツ協会」に改め、同項各号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行令第十二条第二項、第十三条第二項又は第二十八条第二項第一号に規定する日本スポーツ協会の加盟地方団体から銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第二項第一号若しくは第三項第一号又は第九条の十三第一項の規定による推薦（以下この項において単に「推薦」という。）をされている者は、それぞれ、この政令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行令第十二条第二項、第十三条第二項又は第二十八条第二項に規定する日本スポーツ協会から推薦をされた者とみなす。

内閣総理大臣 岸田 文雄

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽
令和四年一月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三十五号

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令

内閣は、金融商品取引法（昭和三十三年法律第二十五号）第二条第三項第二号ハ、第二十九条の四の二第十項及び第二十九条の四の三第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の六中「六月」を「三月」に改める。

第十五条の十の三第二号中「取得する者」の下に「（特定投資家を除く。）」を加える。

附則
(施行期日)
この政令は、公布の日の翌日から施行する。
(経過措置)

この政令による改正後の金融商品取引法施行令第一条の六の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する取得勧誘（金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に開始した取得勧誘についてはなお従前の例による。
この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

内閣総理大臣 岸田 文雄

御名 御璽

令和四年一月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

厚生労働大臣 後藤 茂之

内閣総理大臣 岸田 文雄

府 令

○内閣府令第五号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第三十四号）の施行に伴い、並びに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の三第一項及び第三十条の二の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年一月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

改 正 後

改 正 前

(推薦等)

第十二条 令第三条第二項、第四条第二項、

第七条第二項、第十一条第二項、第十三条

第二項、第十五条第二項、第十六条第二項

又は第二十八条第二項に規定する者（以下

この条において「推薦者」という。）は、法

第四条第一項第四号若しくは第五号、第五

条第一項第一号、第五条の二第二項第一号、

第三項第一号、第四项第二号若しくは第六

号に規定する者（以下この条において「推

薦者」という。）は、法第四条第一項第四

号若しくは第五号、第五条第一項第一号、第

五条の二第二項第一号、第三項第一号、第

四项第二号若しくは第六項又は第九条の十

三第一項の規定により推薦を行うこととな

った場合には、別記様式第十五号の推薦書

をその被推薦者に交付するものとする。こ

の場合において、法第四条第一項第四号の

規定による推薦については、その推薦書の

写しを国家公安委員会に送付するものとす

る。

〔2・3 同上〕

〔2・3 略〕

2 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和四年四月三十日までは、法第十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。次条において同じ。）及び第二項の規定は、適用しない。

第三条 毒物除外物（この政令による改正後の第二条第一項第二十二号の二に掲げる物又は同項第七十一号の四に掲げる物（この政令による改正前の第二条第一項第七十一号の四に掲げる物を除く。）をいう。次条において同じ。）であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による毒物の表示がされているものについては、令和四年四月三十日までは、引き続きその表示がされている限り、同項の規定は、適用しない。

第四条 この政令の施行前にした毒物除外物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

政令第三十六条
毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令
内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）別表第一第二十八号、別表第二第九号及び第二十三条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条第十七号中トキをチとし、二からへまでをホカラトまでとし、ハの次に次のように加える。
二〔二一カルボキシラートフエニル〕チオ〔エチル〕水銀ナトリウム（別名チメロサール）○・
一%以下を含有する製剤

第一条第十九号の中二ただし書中「〇・五%」を「一・五%」に改める。

第二条第一項中第二十二号の四を第二十二号の五とし、第二十二号の三を第二十二号の四とし、第二十二号の二を第二十二号の三とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二〔二一カルボキシラートフエニル〕チオ〔エチル〕水銀ナトリウム（別名チメロサール）○・一%以下を含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(186)を(187)とし、(110)から(185)までを(111)から(186)までとし、(109)の次に次のように加える。

(110) (110)から(185)までとし、(111)から(186)までとし、(109)の次に次のように加える。

第二条第一項第三十二号中(186)を(187)とし、(110)から(185)までを(111)から(186)までとし、(109)の次に次のように加える。

(110) 一・二一ジ(二一四一〔二一メチルプロポキシ〕カルボニル)一シアノエテニル

第二条第一項第七十一号の四中「〇・五%」を「一・五%」に改め、同項中第百号の十九を第百号の二十とし、第百号の八から第百号の十八までを一号ずつ繰り下げる。第百号の七の次に次の一号を加える。

百の八 四一メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、四一メチルベンゼンスルホン酸五%以下を含有するものを除く。

附則
(施行期日)
この政令は、令和四年二月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第二条 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第百号の八に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいた者が引き続き行う当該営業については、令和四年四月三十日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は適用しない。

(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)
第三条 第二条の規定による改正後の金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十三条
第三項第一号の規定は、施行日以後に開始する取得勧誘(金融商品取引法(次条において「法」という。)第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下この条において同じ。)について適用し、施行日前に開始した取得勧誘については、なお従前の例による。

(企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令第二条第五項第三号及び第九条の二第三号、第四条の規定による改正後の外債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第一条の二第一号の二並びに第五条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第二条第二号の規定は、施行日以後に開始する有価証券の募集(法第四条第一項に規定する有価証券の募集をいう。以下この条において同じ。)について適用し、施行日前に開始した有価証券の募集については、なお従前の例による。

第五条 この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後に入た行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

府令・省令

附則

1 (施行期日)
この命令は、公布の日から施行する。

(会計監査報告に係る経過措置)

2 この命令による改正後の国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令第十八条第三項又は第四項の規定は、令和四年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る会計監査報告について適用し、同日前に終了する事業年度に係る会計監査報告については、なお従前の例による。

省令

附則

1 (施行期日)
この命令は、公布の日から施行する。

(会計監査報告に係る経過措置)

○厚生労働省令第十七号
毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月二十八日
毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)の一部を次の表のよう改正する。

(傍線部分は改正部分)

3 会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一〇三 (略)
(新設)

3 会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一〇五 (略)
(新設)

3 会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一〇三 (略)
(新設)

查人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容

五 (七) (略)
四 (六) (略)

4 前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に際して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 会計方針の変更
二・三 (略)

4 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に際して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 正当な理由による会計方針の変更
二・三 (略)

府令・省令

附則

1 (施行期日)
この命令は、公布の日から施行する。

(会計監査報告に係る経過措置)

2 この命令による改正後の国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令第十八条第三項又は第四項の規定は、令和四年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る会計監査報告について適用し、同日前に終了する事業年度に係る会計監査報告については、なお従前の例による。

省令

附則

1 (施行期日)
この命令は、公布の日から施行する。

(会計監査報告に係る経過措置)

○厚生労働省令第十七号
毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月二十八日
毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)の一部を次の表のよう改正する。

(傍線部分は改正部分)

3 会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一〇三 (略)
(新設)

3 会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一〇三 (略)
(新設)

3 会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一〇三 (略)
(新設)

查人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容

五 (七) (略)
四 (六) (略)

4 前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に際して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 会計方針の変更
二・三 (略)

4 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に際して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 正当な理由による会計方針の変更
二・三 (略)

ロ一四一メチルベンジル〔(Z)〕—(一)
R S・三 R S) —三—(二—クロロ—
三・三・三—トリフルオロ—一—プロ
ペニル) —二—二—ジメチルシクロブ
ロパンカルボキシラート—五%以下
を含有するものを除く。

十六の二、二十三 (略)

劇物

一、四十三の三 (略)

四十三の四 二・三・五・六—テトラフ
ルオロ—四—メチルベンジル〔(Z)〕—
(—R S・三 R S) —三—(二—クロ
ロ—三・三・三—トリフルオロ—一—
プロペニル) —二—二—ジメチルシク
ロプロパンカルボキシラート (別名テ
フルトリン) 一・五%以下を含有する

劇物

一、四十三の三 (略)

四十三の四 二・三・五・六—テトラフ
ルオロ—四—メチルベンジル〔(Z)〕—
(—R S・三 R S) —三—(二—クロ
ロ—三・三・三—トリフルオロ—一—
プロペニル) —二—二—ジメチルシク
ロプロパンカルボキシラート (別名テ
フルトリン) ○・五%以下を含有する

ロ一四一メチルベンジル〔(Z)〕—(一)
R S・三 R S) —三—(二—クロロ—
三・三・三—トリフルオロ—一—プロ
ペニル) —二—二—ジメチルシクロブ
ロパンカルボキシラート○・五%以下
を含有するものを除く。

十六の二、二十三 (略)

劇物

一、四十三の三 (略)

四十三の四 二・三・五・六—テトラフ
ルオロ—四—メチルベンジル〔(Z)〕—
(—R S・三 R S) —三—(二—クロ
ロ—三・三・三—トリフルオロ—一—
プロペニル) —二—二—ジメチルシク
ロプロパンカルボキシラート (別名テ
フルトリン) ○・五%以下を含有する

○農林水産省令第五号

この省令は、毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 (令和四年政令第三十六号) の施行の日から施行する。

○農林水産省令第五号

関税割当制度に関する政令 (昭和三十六年政令第百五十三号) 第二条第五項の規定並びに経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令 (平成十七年政令第三十五号) 第二条第九項及び同条第十一項の規定により読み替えて適用する同条第五項の規定に基づき、とうもろこし等の関税割当制度に関する省令及び経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令を次のようく定める。

令和四年一月二十八日

農林水産大臣 金子原二郎

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令及び経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令 (とうもろこし等の関税割当制度に関する省令の一部改正)

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令 (昭和四十年農林省令第十三号) の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分のないように改める。

(関税割当申請書)

第一条 関税割当制度に関する政令 (以下「令」という。) 第二条第一項の関税割当申

請書の様式は別記様式第一によるものとし、その提出部数は二通とする。

第一 条 関税割当制度に関する政令 (以下「令」という。) 第二条第一項の関税割当申

請書の様式は別記様式第一によるものとし、その提出部数は二通とする。

第二条 (関税割当申請書の分割)

第一項及び第二項の関税割当申請書の様式は別記様式第一によるものとし、その提出部数は二通とする。

第三条 (関税割当証明書の分割)

第一項及び第二項の関税割当申請書の様式は別記様式第一によるものとし、その提出部数は二通とする。

第五条 (関税割当数量)

第一項及び第六項の規定により割当を受けた者がその割当数量 (この条の規定により分割された関税割当証明書を含む。以下同じ。) の分割を申請しようとするときは、別記様式第三による関税割当証明書分割申請書一通に当該関税割当証明書を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

第三条 (関税割当申請書の分割)

第一項及び第六項の規定により割当を受けた者がその割当数量 (この条の規定により分割された関税割当証明書を含む。以下同じ。) の分割を申請しようとするときは、別記様式第三による関税割当証明書分割申請書一通に当該関税割当証明書を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

第五条 (関税割当数量)

第一項及び第六項の規定により読み替えて適用する同条第五項の農林水産省令で定める数量は、令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間は七千七百トンとする。

第四条 (関税割当申請書の分割)

第一項及び第二項の規定により割当を受けた者がその割当数量 (この条の規定により分割された関税割当証明書を含む。以下同じ。) の分割を申請しようとするときは、別記様式第一による関税割当証明書分割申請書一通に当該関税割当証明書を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

第四条 (関税割当申請書の分割)

第一項及び第二項の規定により割当を受けた者がその割当数量 (この条の規定により分割された関税割当証明書を含む。以下同じ。) の分割を申請しようとするときは、別記様式第一による関税割当証明書分割申請書一通に当該関税割当証明書を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

この省令は、令和四年四月一日から施行する。